ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第一号ニ(3)において同じ。）に相当する額の総額

(4)・(5)　（略）

ニ　後期高齢者支援金等調整対象需要額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)・(2)　（略）

（削る）

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第二号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

三　介護納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ～ハ　（略）

2～7　（略）

8　第六条第一号ホからヌまで又はヲに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の療養給付費等調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はヲに掲げる額（同号ヲに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万千七百二十円六十八銭を超える場合は五万千七百二十円六十八銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.37023749$$

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額

(4)・(5)　（略）

ニ　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。ハ(3)及び第七条第一項第二号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額

三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ～ハ　（略）

2～7　（略）

8　第六条第一号ホからヌまで又はヲに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はヲに掲げる額（同号ヲに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万二千九百六円九十六銭を超える場合は五万二千九百六円九十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.37977622$$